

令和4年2月3日

保護者・生徒各位

昭和薬科大学附属高等学校・附属中学校
校長 諸見里 明
(公印省略)

臨時休校措置・オンライン授業の終了と登校再開について(お知らせ)

平素より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、見出しの件につきまして、本校では2月6日(日)をもって臨時休校措置を終了し、翌2月7日(月)から登校を再開することを決定しましたので、お知らせします。

なお、沖縄県の「まん延防止等重点措置」の3週間程度延長要請を鑑み、本校においても引き続き感染症対策を徹底したうえで教育活動を継続していきます。学校ホームページの同サイトに掲載・リンクしている県立学校の方針に沿って対応していきますので、必ず内容をご確認ください。また、短期間で新型コロナウイルス感染症対策に関する県の方針が改定されることも予想されますので、最新の情報は学校ホームページでご確認ください。

つきましては、ご家庭におかれましても、下記「3.本校におけるまん延防止等重点措置下の教育活動等」をご確認いただき、引き続き日々の感染症対策と健康観察に努めてくださいますようお願いいたします。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 登校再開日 令和4年2月7日(月)

・当日の時程 SHR 8:45～ 8:55 大清掃 9:00～ 9:30

①時間目 9:45～10:35 ②時間目 10:45～11:35 ③時間目 11:45～12:35

昼食 12:35～13:25 ④時間目 13:30～14:20 ⑤時間目 14:30～15:20

⑥時間目 15:30～16:20 清掃 16:20～16:40 SHR16:40～16:50

下校時のSB 17:00～

2. 登校再開後における年間行事の変更 ※丸数字は○時間目

1/25(火)中1～3「Z会アドバンス模試」→2/8(火)に延期

1/31(月)2/1(火)「高2共通テスト模試」→2/7(月)8(火)に延期

2/3(木)⑦「中学生徒会長選挙」→2/17(木)⑦に延期

2/25(金)通常授業 →土①～④、金⑤⑥

2/28(月)通常授業 →水①～④、月⑤⑥

3. 本校におけるまん延防止等重点措置下の教育活動等

参考 令和4年1月20日付「教保第1633号」、令和4年1月21日付「総総第2936号」

令和4年1月5日時点「別紙1-1 新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策」

令和4年1月27日付「教保第1663号「まん延防止等重点措置」期限延長に伴う「2月1日～2月20日」期間中の県立学校における部活動について(通知)」

令和4年1月5日時点「別紙1-2 新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策(保健体育学習・部活動)」

令和4年2月1日付「教保第1678号」、令和4年2月1日付「総総第3051号」

各「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

(1) 基本方針

- ①衛生管理マニュアル等に基づき、感染症対策を徹底したうえで教育活動を継続します。
- ②通学時の密を避けるため、やむを得ない場合を除き自家用車での送迎をお願いします。登下校時スクールバスは感染症対策を行いながら運行しますが、路線や時間帯によっては乗車率を上回る便もあり、乗車制限を行う可能性があります。
- ③通学以外の不要不急の外出自粛を徹底してください。
- ④部活動については、原則休止とします。ただし、次の場合はその限りではありません。(詳細は後述)
 - [1]九州・全国大会へ派遣が決定しているチーム及び個人の練習については、校長の許可の下、練習することができる。
 - [2]地区・県大会を控えるチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、大会2週間前から練習することができる。
 - [3]上記[1][2]において練習が許可された場合、平日 90 分以内(早朝練習なし)、土日祝日は2時間以内、必要最小限の人数での練習とする。さらに、学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動に参加しないこと。
- ⑤感染症対策を講じてもお感染リスクが高い教育活動は実施しません。

(2) 感染症対策の徹底について

- ①基本的な感染症対策の徹底
 - マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底すること。常時換気が難しい場合やエアコン使用時においても 30 分に 1 回以上(授業時間の中途)窓を開けて換気を行うこと。また屋外においても十分な感染症対策を講じること。
 - なお、着用するマスクについては、サージカルマスク(不織布)を推奨します。
- ②健康観察の徹底
 - 生徒・教職員とも、登校・出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底すること。発熱や風邪症状等を確認したり、体調不良を感じたりする場合は、自宅で休養し、登校・出勤しないこと(生徒は欠席ではなく『出席停止』扱いとなります)。解熱剤等を服用して登校・出勤することは絶対に止めてください。
 - 県内の現状では家庭内感染が4人に1人の割合との報道もありました。家族に原因が特定できない発熱や風邪症状等がある場合、また、家族や友人等が感染し濃厚接触の疑いがある場合には保健所からの濃厚接触者の特定がなされていなくても、登校・出勤を控えること。
- ③給食・食事時の指導
 - 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、お互いに向かい合わず距離をとる、食事時の会話を控える、食事時のマスク取り外しは最小限に止め、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行うこと。昼食時間は窓を開けて換気を行うこと。
 - 高校においても、期間中は昼食を教室の自席で喫食すること(持参した弁当や校内食堂で購入した弁当を教室で食べる。校内食堂で購入した定食等もテイクアウトできます)。学級担任が各学年単位で生徒管理を行います(12時50分～13時20分)。
- ④食事後に机を消毒すること。
- ⑤登下校時において、生徒同士による食べ歩き等は厳に慎むこと。
- ⑥授業間の休み時間中の喫食(お菓子を食べることや“早弁”をすること等)は原則禁止とします。

(3) 教育活動上の対応について

- ①宿泊を伴う教育活動や校外での教育活動等
 - 宿泊や島外との往來を伴う教育活動は中止または延期とすること。また、県内における校外での教育活動については延期または縮小すること。
- ②感染リスクが高い教育活動
 - 各教科等における活動のうち感染症対策を講じてもお感染リスクの高い学習活動(『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)(令和3年5月28日一部修正)』)は実施しないこと。

参考資料

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます(「★」はこの中でも特にリスクの高いもの)。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

【レベル3地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

緊急事態宣言の対象区域に属する地域における体育の授業内容については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数(2~3人程度)での活動(球技におけるパスやシュートなど)を実施する際は十分な距離を空けて行ってください。

また、緊急事態宣言の対象区域に属する地域でも、運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ありませんが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用してください。

また、呼吸が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられます。

③学校行事等

校内での学校行事等のうち、文化祭や体育祭等、人の移動が過度になるリスクが高い活動については、延期または縮小すること。また、期間中における保護者等を招いての行事等はオンライン等を活用すること。なお、奨学金の説明会等、緊急性が高く保護者側にオンライン環境が整っていない場合等については、感染症対策を徹底することに加え、予め説明会の趣旨や緊急性等について丁寧に説明し、理解を得たうえで実施すること。

④部活動

原則休止とすること。ただし、全国大会へ派遣が決定しているチーム及び個人、九州・全国大会の予選を兼ねる県大会及びコンクール等に参加するチーム及び個人に限り、学校長の許可の下、大会 2 週間前から練習することができます。なお、上記大会等への参加のために練習が許可された場合、十分な感染症対策を講じるとともに、以下を順守すること。

1. 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
2. 活動内容等を精選し、短時間(平日 90 分以内(早朝練習なし)、土日祝日 2 時間以内)の活動とし、必要最小限の人数(大会登録メンバーとマネージャー、登録メンバーではないが最高学年の生徒)で行うこと。
3. 学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動に参加しないこと。
4. 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
5. 練習試合や合同練習は禁止します。
6. 部活動に係る学校への登下校時、公式大会会場等への移動時において、生徒同士による飲食等は厳に慎むこと(部顧問は指導を徹底すること)。
7. 練習前後のミーティングや準備などは上記の活動時間に含めないが、可能な限り時間を短縮して行うこと。また、練習以外(構内の移動時、更衣時、ミーティング時等)は必ずマスクを着用すること。
8. 部活動に割り当てられた時間以外の練習等は禁止します(たとえば、平日 90 分(土日祝日 2 時間)活動前後の自主練習や筋力またはラントレーニングなどは、顧問等の立ち合いの有無に関わらず認めません)。

⑤校内の自習(居残り学習や休日自習登校等)

帰りの SHR 後は、原則として下校すること。ただし、期間中の居残り学習は高校 3 年生のみに制限して認めます。

また、休日の自習登校を控え、家庭で学習することを強く推奨します。休日に希望制模試や部活動のために登校した生徒についても、その後の校内自習を認めません。各活動終了後は速やかに下校すること。

⑥校内施設の利用

期間中、『進路指導室前のベンチ』や『3 階いこいの広場』『3 階図書館上の広場』の椅子・テーブルは撤去します。

⑦教室の消毒

1. 移動教室

授業開始前に、使用する生徒各自が備え付けの消毒液とペーパータオルを用いて机・椅子を消毒します。使用済みのペーパー類はゴミ箱に捨てます。

2. 移動教室以外でも、その教室在籍の生徒以外が使用する際には、上記 1. と同様に消毒します。

3. 普通教室

帰りのSHR終了後に学級担任が消毒します。窓の鍵やドアノブなど不特定多数の者が接触する箇所は特に重点的に行います

以上